

郡上市設置型合併処理浄化槽事業のご案内

「郡上市設置型合併処理浄化槽事業」は、

- 下水道管を敷設し下水処理場で処理をする「集合処理区域」（公共下水道エリア、特定環境公共下水道エリア、農業集落排水エリア）以外にお住まいの方を対象として、
- 対象となる個人等の敷地に郡上市が合併処理浄化槽を設置し、
- 設置後は、集合処理区域の方と同算定の下水道使用料を頂きながら郡上市が維持管理を行う

事業です。この事業の対象となる地域は、条例で定められており、主に家屋が点在している地域です。

Q「なぜこの事業を行うの？」

A「このような地域の一軒一軒のご家庭に、集合処理区域と同様、下水道管を埋設するには多額の費用がかかるためです。下水道管を敷設するかわりに、この事業を行うことで下水処理にかかる建設費用を抑制でき、かつ、浄化槽の維持管理は市で行いますので、使用者の皆様は安心してご利用いただくことができます。」

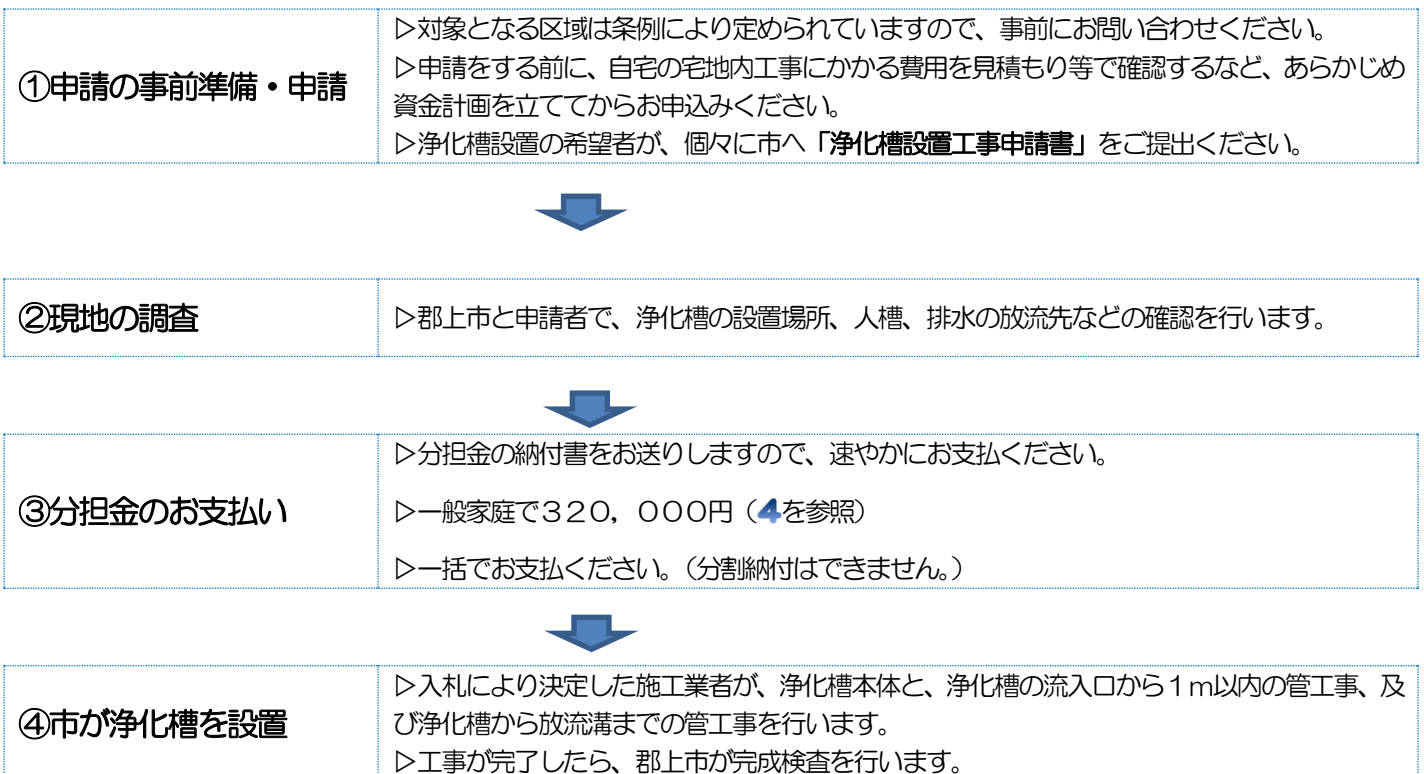
1. 「市設置型合併処理浄化槽」を設置対象となる場合

市設置型合併処理浄化槽の設置対象となるのは、次の①～③をすべて満たす場合です。

- ①集合処理施設区域以外で下水道を利用する場合
- ②浄化槽の使用者が設置場所に住所を有し、かつ将来に渡り設置場所に定住される場合（事業所、公共施設等の所有者を含みます。）
- ③設置人槽が50人槽以下である場合

× 別荘や保養所の保有者（定住者以外の方）が設置する場合は対象となりません。

2. 申込みから使用開始までの流れ





⑤宅地内の排水設備工事

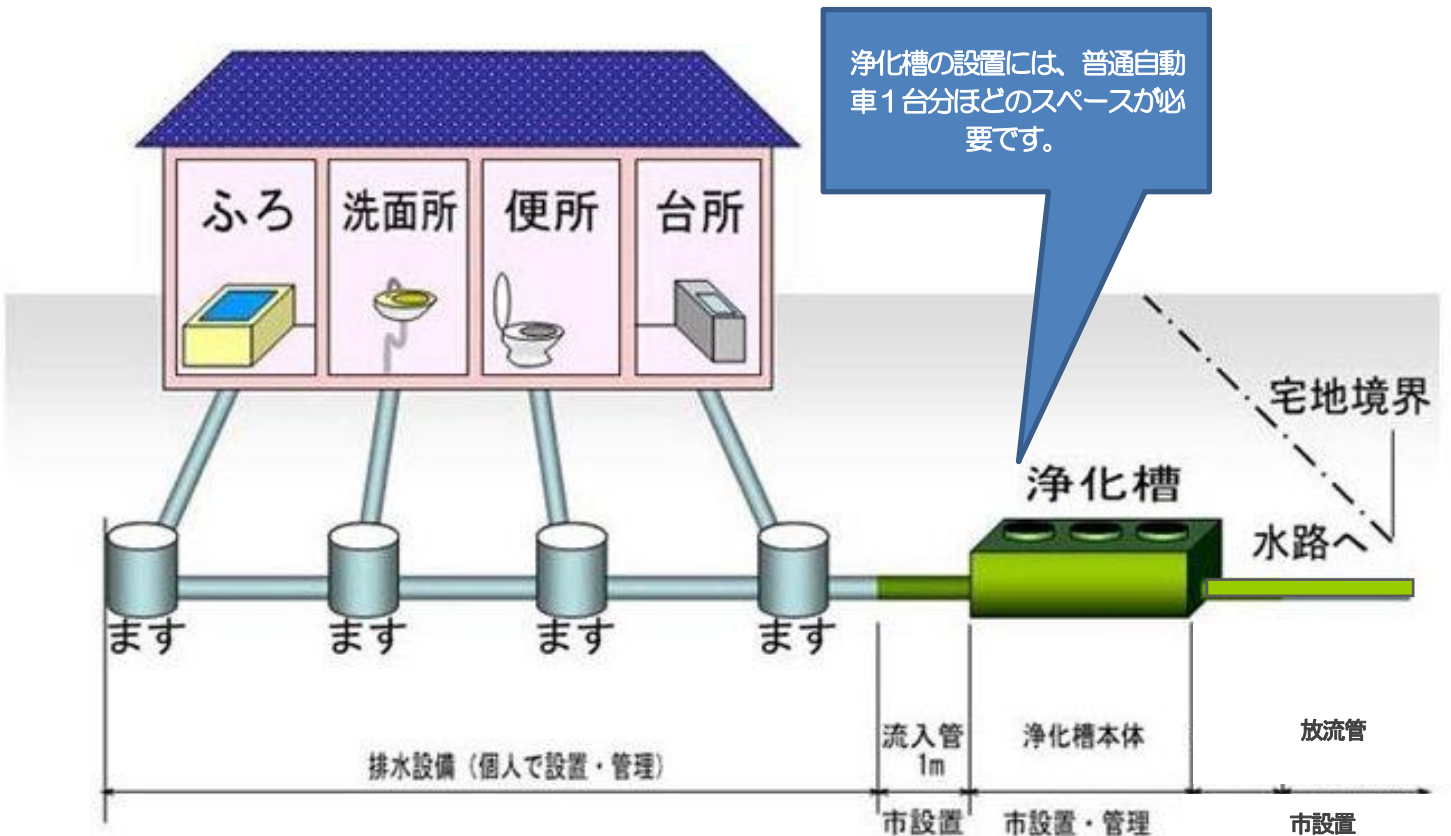
- ▷宅内、宅外配管工事やトイレ改造など、宅地内の排水設備に係る工事は使用者の負担で行ってください。
- ▷宅内排水設備工事は、浄化槽本体の設置後、速やかに行ってください。（同時施工が望ましい。）
- ▷宅地内の排水設備工事は、郡上市下水道排水設備指定工事店でなければできません。
- ▷工事が完了したら郡上市が完了検査をします。
- ▷郡上市では、宅地内工事に要する資金を借り入れた場合の、利子補給制度を設けております。（下記参照）



⑥使用開始

- ▷郡上市に下水道等変更に関する申請書を提出したらご使用開始です。
- ▷2か月に一度個別排水処理施設使用料（下水道使用料）（5参照）をお支払いください。
- ▷今後、浄化槽の定期的な清掃、点検、検査は郡上市が行います。

3. 市と個人の施工範囲区分・費用負担区分



▷市の負担費用

- 浄化槽本体の設置工事費
- 浄化槽の流入口から1m以内の管工事費
- 浄化槽から放流溝までの管工事費
- 浄化槽の法定検査、清掃、保守点検にかかる費用

- 浄化槽プロワの電気料金（下水道使用料から電気料金を差引き請求いたします。）
- 浄化槽の修理代

▶個人の負担費用

- 宅地内の排水設備工事費
- 浄化槽本体設置に支障となるものの撤去等にかかる費用（移転、復旧等、樹木、水道管、コンクリートの取り壊し等）
- 浄化槽設置工事の際に生じる付帯工事費（屋外コンセント設置工事、浄化槽の上を駐車場等として利用するための補強工事等（※））
（※）浄化槽の上を利用される場合は、浄化槽の蓋が開けられるように施工してください）
- 浄化槽清掃の際の水道料金

4. 受益者分担金

お支払は一括納付のみとなります。

区分		分担金の額
一般世帯		320,000 円
事業所等 一般世帯以外	処理対象人員	分担金の額
	1人～10人	320,000 円
	11人～30人	480,000 円
	31人～50人	640,000 円
	51人～100人	800,000 円
	101人～	960,000 円

備考 処理対象人員は、日本工業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」の算定による。

5. 個別排水処理施設使用料（下水道使用料）2ヶ月料金

消費税外税

水道の使用水量に応じて（水道の使用水量＝汚水排水量）下記の表にて算定した下水道使用料をいただきます。

2か月に一度（奇数月の末日）に徴収されます。

区分		汚水排水量(m ³)	使用料(円)
基本料金		0 ～ 15	2,400円
従量料金 (1 m ³ あたり)	一般家庭 及び公衆浴場を除く事業所等	16 ～ 60	170円
		61 ～ 100	180円
		101 ～	190円
	公衆浴場	16 ～	75円

6. 浄化槽の保守点検・清掃・法定検査

浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流します。浄化槽の機能を十分に発揮させるためには、正しい管理と定期的な保守点検・清掃、法定検査が必要です。

保守点検は県知事登録を受けた業者、清掃は市長の許可を受けた業者に委託し、浄化槽法により受験しなければならないことが義務付けられている法定検査については、県知事指定検査機関に委託します。これらに係る業務委託契約等、及び費用の負担は全て郡上市が行います。

▶保守点検

浄化槽の処理方式や規模によって点検の回数が定められています。処理対象人員が20人以下の浄化槽は、4か月に1回以上実施します。

▶清掃

浄化槽内に生じた汚泥などの引き出しや調整、機器類を洗浄する作業です。年1回以上実施します。

▷法定検査

浄化槽の機能診断で、次の検査です。

①使い始め検査（7条検査）（使用開始最初の年）

浄化槽を使い始めて3か月を経過したら、設置状況、水質および保守点検の状況などを検査します。

②定期検査（11条検査）（使用開始2年目以降）

毎年1回、浄化槽の機能と維持管理が適正であるかどうかを検査します。

7. 郡上市水洗便所等改造資金融資あっせん・利子補給に関するご案内

水洗便所等の改造工事や、屋内排水設備の設置等にかかる工事費用を金融機関から借り入れる場合に、郡上市が金融機関に融資のあっせんします。また、償還にかかる利子のうち、一定額を利子補給金として交付します。

☆郡上市水洗便所等改造資金融資あっせん制度

対象となる人	<ul style="list-style-type: none">・下水道等の処理区域処理区域として告示されてから3年以内（浄化槽の場合は浄化槽の完了検査から3年以内）に改造工事を行う人。・市内に住所を有し居住している人・市税等の滞納がない人・工事について利害関係人の同意を得ている人・融資資金の償還能力を有する人・営利団体、営利目的の個人等でない人
対象となる工事	<ul style="list-style-type: none">・汲み取り便所を水洗便所に改造するための工事、および付帯工事・既存のし尿浄化槽を廃止し、汚水管を公共下水道等に連結する工事及び付帯工事・家庭汚水を排除するための排水設備の設置工事又は改造工事、および付帯工事（家屋の新築に伴う場合を除く）
取扱い金融機関	<ul style="list-style-type: none">・市内金融機関の本店・支店（ゆうちょ銀行を除く）
条件	<ul style="list-style-type: none">・改造工事一件（同時に施工する工事は合わせて一件とする）20万円以上800万円以内・償還期間 60か月以内・利率は取扱金融機関との契約による利率（金融機関により異なる）・償還方法は、元利均等月賦償還（繰り上げ償還可）

☆利子補給制度

利子補給の期間と額	<ul style="list-style-type: none">・排水設備等工事完了日が供用開始以前及び供用開始告示日（浄化槽の場合は浄化槽の完了検査の日）から1年以内は償還利子の90%。1年を超え2年以内は70%、2年を超え3年以内は50%にあたる金額を利子補給金として給付します。
利子補給の時期	<ul style="list-style-type: none">・1月1日～12月31日までに支払った利子に対し、翌年3月31日までに交付します。